

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和58年3月25日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から同年3月25日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社C支店の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和58年2月1日と記録されているとの回答を得たが、D厚生年金基金（現在は企業年金連合会）の加入期間は、56年3月1日から58年3月25日までの期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された昭和57年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険被保険者離職票から判断すると、申立人が、申立期間について、A社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出されたD厚生年金基金加入員証及びA社が加入していたD厚生年金基金が保管する記録において、申立人は昭和58年3月25日に厚生年金基金の加入員資格を喪失している旨記載されていることが確認できる上、申立人から提出された同年3月分の給料支払明細表から判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、B社によれば、「厚生年金保険被保険者及び厚生年金基金加入員資格の得喪の届出様式は複写式であ

り、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届けていた。」とのことである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和58年3月25日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和58年2月の企業年金連合会の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和39年2月から平成13年3月までの37年間において、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和52年4月に同社C支店から同社D支店に転勤したときの厚生年金保険の被保険者記録が1か月間確認できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録、B社が保管する人事台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社が保管する「社員人事に関する件」に関する稟議において、昭和52年4月1日付けで申立人がA社C支店営業課から同社D支店営業課への異動が承認されていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

2 申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和52年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、17万円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難い上、申立人と同様にA社C

支店から同社各支店に異動した4人についても、申立人と同じ資格喪失日と記録されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 5 月 1 日まで
私は、新聞の求人広告を見てA社に応募し、採用され、B県C村(現在は、D市)の工事現場の業務に従事していた。申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述等から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がB県C村の工事現場の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人に係る記憶が無く、申立人が同社で勤務していたことについて確認できる供述を得ることができない。

また、申立人については、A社における雇用保険の被保険者記録が無い上、同社は、「当時の資料は無く、社会保険事務の担当者は既に死亡しているため、厚生年金保険の加入について詳細は不明であるが、申立人と同職種の同僚について、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と回答している。

さらに、A社でE県の現場において社会保険事務の手續に携わり管理監督権限があったとする同僚は、「現地採用の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。会社の取扱いがそうっており、他の現場も同様の取扱いである。」と供述しており、他の同僚も、「現地採用の従業員は、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。私も現地採用であり、厚生年金保険には加入していなかったが、交渉の上、勤務期間の最後の1か月間だけ加入させてもらった記憶がある。」と供述しているところ、同社に係るオンライン記録から、当該同僚は、平成2年3月の1か月間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。これらの同僚らの供述によっても、当時、A社は、従業員について必ずし

も全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、A社に係るオンライン記録に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 15 日から 29 年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 30 日まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社で勤務していた期間の一部とB社C工場（現在は、D社E事業部）で勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、供述が得られた同僚のうち 11 人は、「厚生年金保険被保険者資格を取得した日の数年前には入社していた。」と供述しているところ、当該 11 人について、前述の被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことが確認できる。ちなみに、前述の被保険者名簿において、申立人と同時期に入社したとする同僚は、申立人と同じ昭和 29 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。これらの事実から判断すると、当該事業所は、当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

①における健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、事業所番号等索引簿から、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料、供述を得ることができない。

2 申立期間②について

申立人の入社経緯等に係る具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社E事業部は、「当社が保管する職員原簿及び失業保険法改正に伴う届出に対する通知から申立人の名前を確認することができない。」旨回答している。

また、D社E事業部が保管している申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届においても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、前述の被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届及び被保険者報酬月額変更届は、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できるとともに、当該被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

A病院の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、請求した覚えはない。脱退手当金は受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済み記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA病院に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年間に脱退手当金の受給要件を満たしている女性は12人(申立人を含む。)おり、このうち7人に脱退手当金の支給記録が確認できる。この7人のうち申立人を含む6人については、資格喪失後6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定された記録がある同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨を供述している。これらの事実からすると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和37年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から事情聴取したが、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 13 日から同年 12 月 9 日まで

私は、昭和 35 年 12 月に A 社に入社し、37 年 11 月までの期間において継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人が A 社に勤務していたことは覚えているが、入社してから昭和 37 年 11 月に退社するまで継続して勤務していたかどうかは分からない。」と供述している。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が昭和 36 年 9 月 13 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 12 月 9 日に同資格を再度取得していることが確認できる上、同年 9 月 23 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載があることが確認できる。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を再度取得した日（昭和 36 年 12 月 9 日）までの期間に同資格を取得した厚生年金保険の被保険者のうち、申立人を含む 19 人は、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間が継続していないことが確認できるところ、供述を得られた同僚はいずれも、「いったん退職した後に再度入社した。」旨を供述している上、前述の被保険者名簿において、当該同僚らは厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、再度取得するまでの間、健康保険被保険者証を返納している旨記載されていることが確認できる。

加えて、A 社は既に事業を廃止し、適用事業所名簿において昭和 43 年 3 月

5日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる
ところ、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実
態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認するこ
とはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たら
ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立
人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から39年10月18日まで
私は、結婚のため、A社B所を退職した。その際、脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されている前後10ページのうち脱退手当金の受給要件を満たしている女性は42人（申立人を含む。）おり、このうち35人に脱退手当金の支給記録が確認できる。この35人のうち32人については、資格喪失後6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定された記録がある同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨を供述している。これらの事実からすれば、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した旨の記録が確認できるほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から事情聴取したが、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 538

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月ごろから30年2月1日まで

私は、申立期間について、A社に勤務した。従業員は約20人いたので厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及びA社の当時の代表取締役の子の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役は既に死亡し、同社は解散しているところ、当該代表取締役の子は、「私は、私の父の会社で手伝いをしていただけなので、厚生年金保険の加入状況など、社会保険事務手続に係る詳細は知らない。」旨を供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同社の代表取締役、代表取締役の妻及び代表取締役の子二人の全員について、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、上記以外の従業員の氏名を記憶していないため、A社の当時の同僚らから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。